

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 地域の概要・立地

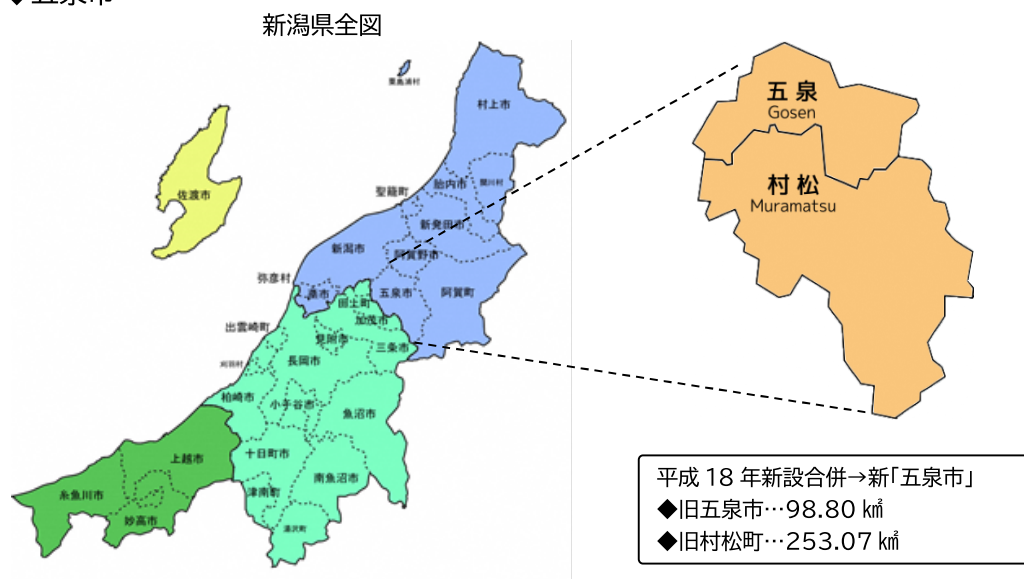
ア. 地域の概要

当地域（新潟県五泉市村松地区：旧中蒲原郡村松町）のある五泉市は、新潟県のほぼ中央より北東、穀倉新潟平野の東部に位置しており、東に阿賀野川、中央に早出川、西に能代川が流れ、市の三方は登山で賑わう白山や菅名岳等の山地・丘陵地に囲まれている自然に恵まれた地域である。

現在の五泉市は、平成18年1月1日に旧五泉市と旧中蒲原郡村松町が合併し誕生した。村松地区はその南部分を占め、面積は253.07km²と市全体（351.87km²）の約70%を有している。

両旧市町はそれぞれ特色を持った歴史があり、旧五泉市は稲作等の農業とともに、江戸時代からの織物業と戦後急速に発展したニット産業等の工業・商業で栄えた。一方、旧村松町は江戸時代から明治時代の廃藩置県まで「村松藩・堀家三万石」の城下町として、また、戦前戦中は軍都（1897年～1945年／大日本帝国陸軍歩兵第30連隊、歩兵第158連隊、陸軍病院、陸軍少年通信兵学校）として栄え、歴史と伝統に培われた「教育の町」といった側面を持っている。

◆五泉市



古くから降雨の続く時にはたびたび洪水の被害が発生し、戦後になっても特に早出川では上流部が多雨地帯で降雨が続くと急激に出水し、堤防が決壊するなど甚大な水害を発生させていた。その半面、夏季には渇水し流域の穀倉地帯は水不足になるなど、住民はその不安定さに脅かされていたが、対策として周辺市町村の要望を受けた新潟県の協力のもと、昭和54年に早出川ダムが建設され、治水並びに安定した水供給を実現することができた。

なお、村松地域は越後山脈の菅名岳と川内山塊の溪口部に位置しているため、フェーン現象の起きやすい地形にあり、「だしの風」と呼ばれる強い東南風の影響を受けやすく、昭和21年に発生した村松大火をはじめとした大小の火災が起きやすい地域とされている。

また、村松地域は区域が広大であることから、旧村松町の地区割に準拠し、「村松地区（市街地）」「大蒲原地区」「十全地区」「川内地区」の4地区に分けて、災害ハザードマップが設定されている。

2) 自然条件

当市の地形は、東側を流れる阿賀野川流域及びその支流早出川、西側を流れる能代川及びその支流が形成する扇状堆積地である。西方は標高の低い丘陵地帯、東方及び南方は標高の高い山岳地帯で三方を山に囲まれている。水利は、阿賀野川をはじめ早出川、能代川等多くの河川に恵まれ、河川水・地下水は比較的豊富である。水の利用状況は、早出川の伏流水は主に飲料水、工業用水に利用され、農業用水は阿賀野川の頭首工並びに早出川の頭首工から主に取水され、流域に灌漑されている。また、山間地域については一部ため池の利用もみられる。

年間の気候の特徴として、市消防署の観測地でみると年平均気温は15.2℃であり日本海側特有の日本海式気候で春秋は温暖でしのぎやすいが、夏季は高温多湿で時には熱帯夜が続くことがある。冬季は11月下旬頃に初雪がみられ、12月下旬から2月上旬頃が降雪期となり、1～2月は最も寒い時期となる。西高東低の気圧配置の影響で季節風が吹き降雪をもたらすが、山間地域を除いて近年の暖冬小雪傾向により積雪はそれほど多くなく、県内ではしのぎやすいところである。

3) 想定される災害等リスク

(洪水：五泉市災害ハザードマップ)

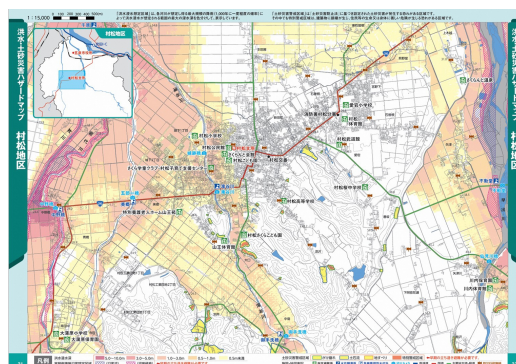
当市のハザードマップによると、村松地域では、中心市街地を含め事業所や住宅が集積する美郷、矢津、番坂、熊野堂、宮野下地区、工場が集積する村松工業団地（以上図①）、青橋、南田中地区（以上図②）において0.5未満～3.0mの浸水が予想されている。

特に、能代川付近の千原地区や笹野町地区の低地（以上図②）の一部においては、3.0～5.0mの浸水被害が予想されている。

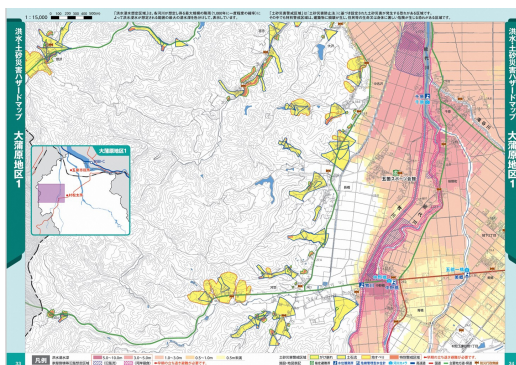
また、当市と三条市の境にある標高1,257mの矢筈岳を源流とする一級河川の早出川が市内東側を流れ、杉川、仙見川などが合流している。西側では能代川が流れており、牧川などが合流している自然条件もあって、中野橋、牧地区の一部（以上図③）及び不動堂、川内地区の一部（以上図④）において河川の洪水による浸水、河岸浸食等が想定される。

(土砂災害：五泉市土砂災害ハザードマップ)

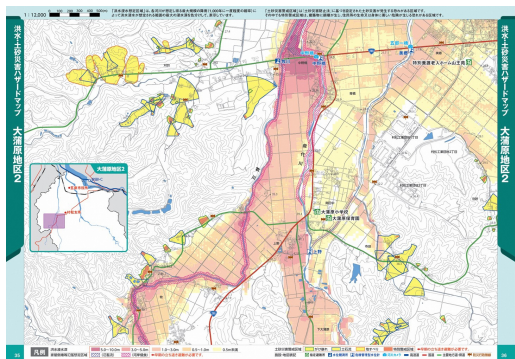
当市のハザードマップによると、急傾斜地で建築業が点在する牧地区（図③）や仙見川沿いの川内地区（図④）などは土砂災害特別警戒区域に指定されている。



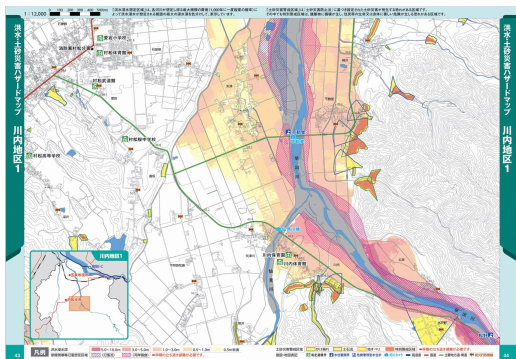
【図①：村松市街地地区洪水・土砂災害ハザードマップ】



【図②：大蒲原地区①洪水・土砂災害ハザードマップ】



【図③：大蒲原地区②洪水・土砂災害ハザードマップ】



【図④：川内地区洪水・土砂災害ハザードマップ】

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%以下の確率で発生すると言われている。(図⑤)。

また、当地区東側に長さ約30kmからなり、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である「月岡活断層」が存在する。地盤の種類は、砂礫質大地であり、隆起などにより生じた段丘で、表層に約5mの砂礫質層、砂質土層を持つ地盤により液化化しにくく、比較的地震に対し揺れにくい地域である。

(その他)

村松地域郊外において防災重点ため池として指定されている「古堤」(十全地区)、「寺田堤」・「見坂堤」(大蒲原地区)及び「車池」・「焼堤」が存在する。

特に「車池」・「焼堤」(図⑥)については、満水状態の2つのため池の堤体が同時に瞬時決壊し、全貯水量が流れる想定ではあるものの、住宅や事業所が集積している村松市街地に浸水するリスクがあり、災害時には注意が必要である。

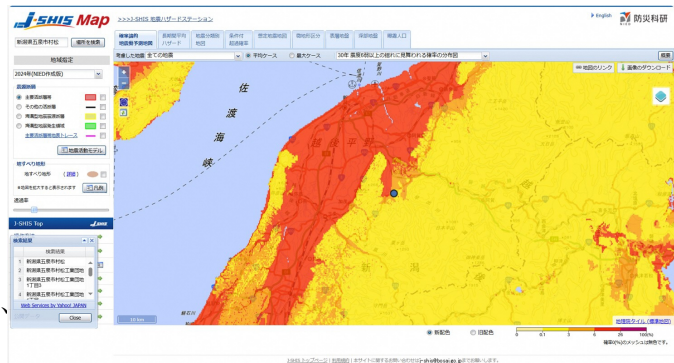
また、当地域は県の特別豪雪地帯に指定されており、近年は暖冬の影響により山間地域を除いて積雪はそれほど多くは無いものの、令和2年12月～令和3年3月にかけて降雪の多い日が断続的に続き、最大積雪深が115cmを観測した年もあり、市民生活に支障をきたすほど極端な大雪になることも起こりうるため警戒が必要である。

(感染症)

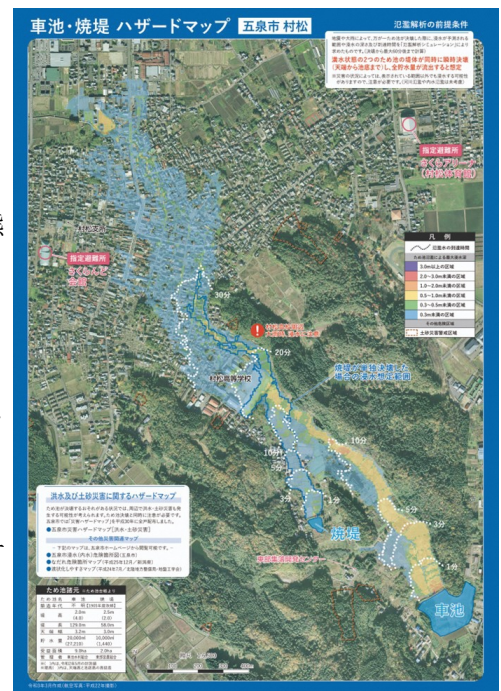
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、相次ぐ変異株の出現により国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(産地内サプライチェーン企業の被災)

当市は、繊維産業を基幹産業としており、染色・ニット関連の企業が集積している。自然災害等の被災による物流の混乱や生産ラインの中断により、材料・商品の欠品や納品遅延、品質不良など産地内サプライチェーンの維持に大きな影響を与えることが懸念される。



【図⑤：J-SHIS「新潟県五泉市村松」検索結果】



【図⑥：車池・焼堤ハザードマップ】

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 686人
- ・小規模事業者数 648人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	構成比	備考（立地状況等）
商 工 業 者	建設業	190	188	29.0%	管内に広く分散している
	製造業	78	69	10.7%	管内に広く分散している 特に村松工業団地には、中規模の工場が集積している。
	卸売業	10	10	1.5%	管内に広く分散している
	小売業	171	161	24.8%	管内に広く分散している 特に国道 290 号線並びに県道 7 号線沿いに商店街を形成し集積している。
	飲食店・宿泊業	48	48	7.4%	管内に広く分散している
	サービス業	145	136	21.0%	管内に広く分散している
	その他	44	36	5.6%	管内に広く分散している
	合計	686	648	100.0%	

[出所：村松商工会商工業者名簿（令和6年10月31日時点）]

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

【防災対策】

- ・五泉市国土強靱化地域計画、五泉市地域防災計画の策定
- ・五泉市地域防災訓練の実施
- ・五泉市ハザードマップの作成
- ・わたしの避難計画（マイ・タイムライン）の作成
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・災害時応援協定
- ・防災行政無線、あんしんメール、市ホームページ、緊急情報エックス（旧ツイッター）、市公式LINE、緊急速報メール（エリアメール）等による防災情報発信手段の充実

【感染症対策】

- ・県との情報共有・連携
- ・防災行政無線、あんしんメール、市ホームページ、緊急情報エックス（旧ツイッター）、市公式LINE、緊急速報メール（エリアメール）等による感染症対策・感染症情報の周知啓発の充実
- ・ワクチン接種等の実施

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・村松商工会危機管理規程並びに危機管理マニュアルの策定

II 課題

当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。事業者BCPの策定に関する地域全体

の取組状況は、未だ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

(2) 災害対応ノウハウ、人材不足

事業者の防災対策が十分に進まない理由として、小規模事業者の人材等の経営資源の不足が挙げられる。事前対策の必要性は理解していても、日々の事業活動に手一杯であるうえ、策定ノウハウや経験が乏しいことから、経営計画の策定や対策にまで至らない現状がある。

また、商工会側としても平時・緊急時の危機管理対応を推進するノウハウをもった人員が充分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

(3) 感染症への対策が不十分

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

(1) 小規模事業者へのBCP策定支援の強化

地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。発災後速やかに復興支援策が行えるよう、また感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症等対策・施策の周知

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成26年に制定した村松商工会危機管理規程や村松商工会危機管理マニュアルについて、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市広報、商工会ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・平成26年に村松商工会危機管理規程並びに商工会危機管理マニュアルを作成済（別添）。環境変化に応じて最新情報に随時更新する。

3) 関係団体等との連携

- ・新潟県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当市と適宜、電話やメール等で支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等

を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒及び職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、新潟市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害の規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

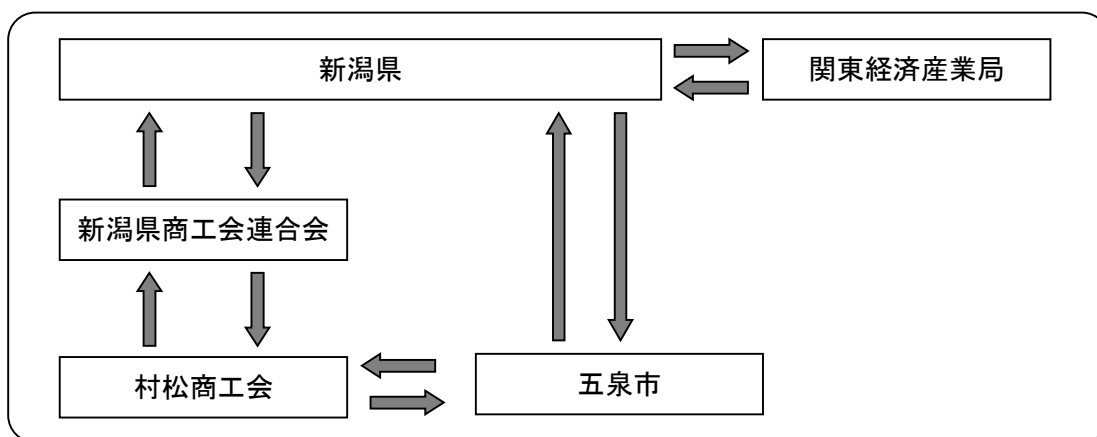
期間	情報共有の間隔
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	新たに被害情報を把握した際に共有する

- ・当市でまとめた「五泉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、五泉市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。確認にあたっては、村松商工会危機管理マニュアルに基づき、エクセルファイル「別紙1 会員等被害状況調査」を用いる。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

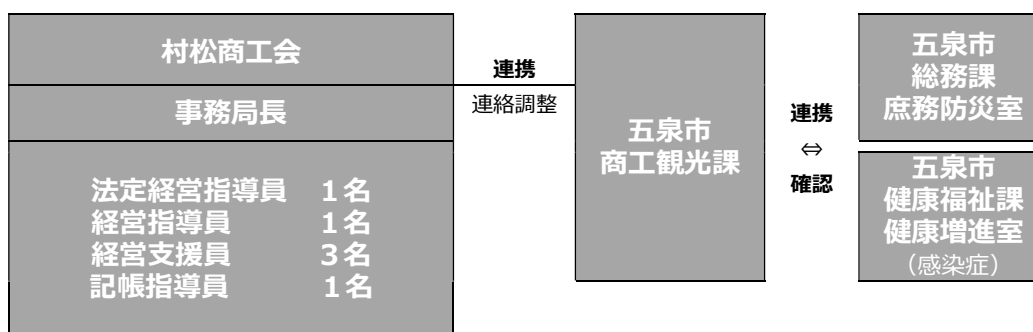
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 本間 一志 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

村松商工会 経営支援室

〒959-1705 新潟県五泉市村松乙2 4 5

TEL : 0250-58-2201 / FAX : 0250-58-8409

E-mail : muramatsu@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

五泉市 商工観光課

〒959-1692 新潟県五泉市太田1 0 9 4 - 1

TEL : 0250-43-3911 (代表) / FAX : 0250-41-0006 (五泉市役所4階直通)

E-mail : syoukou@city.gosen.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	680	680	730	730	730
・ 専門家派遣費	100	100	150	150	150
・ 協議会運営費	80	80	80	80	80
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ・チラシ作成費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、五泉市補助金、新潟県補助金、会費・各種手数料等収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし